



平成 18 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 東洋炭素株式会社  
代表者名 取締役社長 近藤照久  
(コード番号：5310 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 工藤幸二  
(TEL. 06-6473-7912)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 8 月 30 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 18 年 3 月 29 日付で、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場されたこととともない、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づいて当社の株券等が保管振替制度において取り扱われることに同意いたしましたので、同制度における「実質株主」および「実質株主名簿」に関する取扱いを明確にするため、所要の変更（変更案第 10 条および第 11 条）を行うものであります。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）（以下これらをあわせて「会社法等」といいます。）がそれぞれ平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこととともない、次のとおり変更するものであります。
  - ① 単元未満株式についての権利を合理的な範囲とするため、所要の規定（変更案第 10 条）を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の一部につきインターネットで開示することにより株主の皆様へこれらを提供したものとみなされることから、株主招集手続の合理化のため、所要の規定（変更案第 16 条）を新設するものであります。
  - ③ 株主総会の適正かつ円滑な運営のため、代理人による議決権の行使について、代理人の数を変更案第 18 条に規定するものであります。
  - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定（変更案第 25 条）を新設するものであります。
  - ⑤ 社外監査役として、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定（変更案第 36 条第 2 項）を

新設するものであります。

- ⑥ その他、定款全般にわたって会社法等の規定に整合させるため、定款に定めがあるものとみなされる事項等必要な規定の追加および引用する法律の条文や用語の変更を行うものであります。
- (3) 事業の多様化に対応し、目的事項の追加（変更案第2条）を行うものであります。
- (4) 公告閲覧の利便性向上を目的として、公告方法を電子公告とし、あわせて不測の事態により電子公告できない場合の措置を変更案第5条に規定するものであります。
- (5) 経営環境の変化に対応する機動的な資本政策を遂行するために、取締役会の決議により自己株式を取得できるよう、所要の規定（変更案第8条）を新設するものであります。
- (6) 経営環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役の員数の上限を12名から8名に変更（変更案第19条）するものであります。
- (7) その他、条文の整理および条文の順序・条数・一部表現の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年8月30日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年8月30日（水曜日）

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電刷子、等方性黒鉛その他特殊炭素製品の製造、販売</p> <p>(2) 炭素とセラミックス、金属及び有機材料との複合材の製造、販売</p> <p>(3) 電気化学反応によるガス発生装置の製造及び販売</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(4) 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、4,400万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 損害保険代理業</u></p> <p>(5) 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,400万株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第<u>6</u>条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下、「<u>単元未満株式</u>」という。) <u>に係わる株券を発行しない</u>。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところ</u>についてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第<u>8</u>条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる</u>。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第<u>9</u>条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない</u>。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところ</u>についてはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第<u>10</u>条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</u>。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して一定日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第14条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して、議長ならびに出席取締役がこれに記名押印するものとする。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> (選任)</p> <p>第16条 <u>当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u> (新 設)</p> <p>2. <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u> (任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>8名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第18条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに書面で通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第19条 当会社の業務の執行は、取締役会が決定する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により取締役社長を1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名置くことができる。</p> <p>2. 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第27条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、<u>株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集は、<u>各監査役に対して会日の3日前までに書面で通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第29条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金および中間配当金が、</u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる<u>ものとする。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として<u>中間配当</u>を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その</u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上